

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成26年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成26年12月10日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第20号 専決処分(那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	6
日程第5	報告第21号 専決処分(平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算(第3号))した事件の承認について	7
日程第6	議案第62号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について	9
日程第7	議案第63号 那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例	10
日程第8	議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第9	議案第65号 那智勝浦町一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例	17
日程第10	議案第66号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	18
日程第11	議案第67号 平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算(第4号)	20
日程第12	議案第68号 平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)	45
日程第13	議案第69号 平成26年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第1号)	46
日程第14	議案第70号 平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	49
日程第15	議案第71号 平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	51
日程第16	議案第72号 平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1号)	54
日程第17	議案第73号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について	56
日程第18	議案第74号 大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の締結について	58
日程第19	議案第75号 太田川取水・浄水施設築造(取水施設)工事請負契約の変更について	59
日程第20	議案第76号 太田川取水・浄水施設築造(建築施設)工事請負契約の変	

更について……………	59
日程第21 議案第77号 太田川取水・浄水施設築造（機械・電気設備）工事請負契約の変更について……………	60
日程第22 請願、陳情の委員会付託について……………	61

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 左 近 誠	2番 荒 尾 典 男
3番 下 崎 弘 通	4番 森 本 隆 夫
5番 蜷 川 勝 彦	6番 湊 谷 幸 三
7番 田 中 幸 子	8番 東 信 介
9番 松 岡 大 輔	10番 山 縣 弘 明
11番 中 岩 和 子	12番 引 地 稔 治

3. 会議録署名議員の氏名

12番 引 地 稔 治	1番 左 近 誠
-------------	----------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 寺 本 眞 一	副 町 長 植 地 篤 延
教 育 長 森 崇	消 防 長 塩 崎 文 二
参 事 城 本 和 男 (総務課長)	参 事 瀧 本 雄 之 (教育次長)
総務課新病院 建設推進室長 浪 花 潔	会 計 管 理 者 田 代 雅 伸
病 院 事 務 長 喜 田 直	税 務 課 長 久 原 章 功
住 民 課 長 玉 井 弘 史	福 祉 課 長 大 江 政 典
観 光 産 業 課 長 松 下 安 孝	建 設 課 長 橋 本 典 幸
水 道 課 長 藪 根 敏 夫	総 務 課 副 課 長 矢 熊 義 人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 伊 藤 善 之
事 務 局 主 査 寺 地 強
事 務 局 副 主 査 疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので御報告します。

なお、報道関係の皆さんにお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成26年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12番引地稔治君、1番左近誠君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） それでは、御報告いたします。

去る12月4日に議会運営委員会を開催いたしまして平成26年第4回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

本定例会に付議すべき事件は報告が2件、規約の変更が1件、条例の制定並びに改正が4件、補正予算が6件、指定管理者の指定が1件、委託協定の締結が1件、工事請負契約の変更が3件の合計18件となっております。

会期は本日10日から18日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会3日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から12月18日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日、平成26年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かと御多用中でありますにもかかわらず、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

まず、防災関係について報告します。

10月28日に和歌山県から「地震・津波被害想定」と「津波避難困難地域と津波対策」が発表されました。これは東海・東南海・南海三連動地震と南海トラフ巨大地震の2つの地震の想定により、被害等をシミュレーションしたものであります。

「地震・津波被害想定」では、発生時の想定を冬の夕方18時、風速8メートルとし、三連動地震では最大震度6弱、死者数5,200人、建物の全壊被害2,800棟、巨大地震では最大震度6強、死者数1万1,700人、建物の全壊被害6,270棟という衝撃的な数字が並ぶ結果となりました。

「津波避難困難地域と津波対策」では、三連動地震想定において、津波が到達するまでに安全な高台等へ避難することができない地域として、宇久井から浦神まで9地域が指定され、地域内人口が2,351人と想定されました。さらに、巨大地震想定では、狗子ノ川地域がふえて10地域になり、地域内人口が8,047人と想定されました。

これらの想定結果はマスコミ報道でも大きく取り上げられ、被害想定の大きさがクローズアップされておりますが、その対策も同時に公表されており、三連動地震想定における津波避難困難地域の解消を目指し、おおむね10年以内に計画的にその対策を進めてまいります。

具体的には、津波の第1波を防ぎ、避難時間を稼ぐため、海岸防波堤整備や避難ビル指定や避難タワー設置等による新たな避難場所整備等を地域ごとに組み合わせた対策を進めます。また、住民の皆様に対しましては、日ごろの訓練を通じ、早期避難の徹底を図り、大きな揺れを感じたらすぐ避難行動に移ることや、家屋の耐震診断、改修、家具の転倒防止等の啓発を重ねてまいります。

次に、新病院の建設についてであります。建設需要が建設コストを押し上げており、平成23年当初に予定していた新病院建設の事業費総額48億円は、平成26年9月での概算の設計価格

では66億円ほどと膨らんでおります。既に建設面積の縮小を図り、さらに国、県の補助金や有利な起債の活用等を検討しておりますが、本町の財政運営に与える影響は大きいものがあります。町立温泉病院は、我が町の公立病院として、また新宮保健医療圏内の地域医療を支えております。新病院の建設に向けての基本的な考えに変わりはありませんが、さらに見直しを図るなど、建設の着手については慎重に判断をしていきたいと考えております。

災害復旧工事関係について報告いたします。

国土交通省の土石流対策事業につきましては、8支流8カ所で本堰堤が完成し、陰陽川の本堰堤6カ所で第2堰堤及び平野川の堆積工の工事に着手しております。

和歌山県の災害事業による那智川は、平成27年度、太田川は平成26年度の完成に向け工事を進めております。川関橋が開通し、大谷橋の工事を進めております。

国の補助を受けた町災害事業につきましては、46件中42件が完成し、繰り越しの4件のうち1件が完成しております。3件を現在工事中です。今後は一日も早い完成を目指します。

那智勝浦道路につきましては、全体では8トンネルのうち6トンネルが貫通し、高架橋を含め全域で工事が進んでおります。

次に、観光について報告いたします。

9月14日から始まっております和歌山 destinations キャンペーンの一環として、また世界遺産登録10周年記念のイベントとして、9月27、28日に「平安衣装で詣でる熊野古道」というイベントを開催いたしました。これは旅行会社に協力をいただき、旅行商品として行ったイベントでありまして、平安衣装を身にまとい、名古屋から電車で勝浦にお越しいただき、大門坂から那智大社、那智山青岸渡寺、那智の滝をめぐるいただきました。男女合わせて52名の御参加をいただきましたが、名古屋駅構内を平安衣装の行列が進んでいく様子が大変珍しく、東海地方の多数のメディアに取材していただきました。高速道路の延伸で客足が伸びている東海地方で、本町のPRができたのではないかと考えております。

次に、本議会に提案しております議件の概要について説明いたします。

本議会に御審議をお願いいたします案件は18件であります。その内訳は、専決処分の報告2件、規約の変更1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、平成26年度補正予算6件、指定管理者の指定1件、工事委託協定の締結1件、工事請負契約の変更3件となっております。

報告第20号は、消防団員の公務災害補償に関するもので、国の法律の改正に伴い条例の一部の改正について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第21号は、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、衆議院議員総選挙に係る費用となっております。

議案第62号は、和歌山県市町村総合事務組合の規約変更についてお願いするものであります。

議案第63号は、那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例の制定であります。

議案第64号は、人事院の給与勧告に伴い条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第65号及び議案第66号は、国の法律の改正に伴い条例の一部改正をお願いするものであ

ります。

議案第67号は、平成26年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ2億2,375万6,000円を増額し、予算総額を89億5,062万3,000円とするものであります。

その主なものといたしましては、大門坂駐車場用地購入事業、下里津波避難タワー整備用地購入事業、大谷地区残土処理場整備事業、公共土木施設等の災害復旧事業、給与改定及び人事異動に伴う人件費の調整となっています。

議案第68号から議案第72号は、国民健康保険事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、町立温泉病院事業会計に係る平成26年度補正予算であります。

議案第73号は、円満地公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第74号は、建設工事委託協定の締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第75号から議案第77号は、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました18件の概要であります。その詳細については担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第20号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第4、報告第20号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長塩崎君。

○消防長（塩崎文二君） 報告第20号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について、御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年11月28日付で専決処分いたしております。

今回の那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の改正につきましては、次代の社会を担う子供たちの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）が平成26年9月25日に公布され、児童扶養手当法の一部改正が平成26年12月1日から施行されることに伴い、本町におきましても当該条例中の附則の一部を改正し、同じく平成26年12月1日から施行するものでございます。

改正内容につきましては、当該条例の一部を改正する条例関係資料の新旧対照表を配付させていただきます。

以上でございます。御承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第20号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第21号 専決処分（平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））

##### した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第5、報告第21号専決処分（平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君） おはようございます。

報告第21号専決処分（平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

これにつきましては、本年11月21日の衆議院の解散に伴います12月2日公示、12月14日投票日の第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用につきまして、専決処分をさせていただいたものであります。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成26年11月25日付で専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,575万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ87億2,686万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、補正額は1,575万6,000円で、歳入合計は補正前の額87億1,111万1,000円、補正額1,575万6,000円、計87億2,686万7,000円でございます。

3ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、補正額は1,575万6,000円で、歳出合計は補正前の額、補正額、計で歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節4衆議院議員選挙費委託金1,575万6,000円は、この選挙に係る費用として県から交付されます委託金で、歳出予算額と同額を計上させていただいております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目4衆議院議員選挙費、補正額1,575万6,000円につきましては、節1の報酬から、次のページの節18備品購入費まで、この選挙に係る費用として説明欄記載のとおり計上させていただいております。

主な支出としましては、投開票に係る管理者、立会人の報酬及び職員の超勤手当、それからポスター掲示板に係る費用、それから洋上投票用ファクシミリ及び投票用紙分類機の借上料などとなっております。

また、この選挙費の執行に係る費用につきましては、歳入でも御説明させていただいたように、全額県から委託金として受け入れるものであります。

9ページにこの選挙費に係ります報酬、職員手当の給与明細書をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いませぬ、7ページの節13の委託料ですけど、この金額は我々町会議員とか町長選挙のときの委託料、これの半額ぐらいやったと思うんですけど、間違いかもわかりませんが、ほんでポスターの場所がふえてますよね。なぜふえたのかということと、それお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課矢熊君。

○総務課副課長（矢熊義人君） ポスター掲示板の金額が前回より少し上がっているかというよう



な質問かと思えます。

前回の県知事選挙の予算額では70万円余りの予算額でした。それから、今回衆議院の掲示板の大きさが知事選挙のときは6区画でしたけれども、今回衆議院のほうは8区画になっております、その154カ所。それから、国民審査の看板が各投票所に1カ所要りますので、26カ所つけなければならないということで、少し知事選の予算額よりかふえております。知事選のときも、今回154カ所ということで県からの指導ありまして、前は百二十何カ所やったのですけれども、少しふやしております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第21号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第62号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山 県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第6、議案第62号和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第62号和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

議案書、次のページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務

組合」の次に「、串本町古座川町衛生施設事務組合」を加える。

附則、この規約は平成27年4月1日から施行するとなっております。

別紙に新旧対照表をつけてございます。御参照をお願いします。

別表第2の第3条第1項第1号の欄は、常勤の職員に対します退職手当の支給に関する事務について共同処理をする団体名を記載しております。

今回の改正につきましては、次のページにあります。

下線が引いてございますが、串本町古座川町衛生施設事務組合から平成27年4月1日付で職員を採用するに当たり、和歌山県市町村総合事務組合に対して常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務について、共同処理をしたい旨の申し出がありまして、規約の改正を今回お願いするものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第63号 那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第7、議案第63号那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第63号那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例について御説明申し上げます。

議案書、次のページをお願いいたします。

那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例の制定でございます。

これまで本町長期総合計画、総合計画につきましては地方自治法第2条第4項において、市町村に対して総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町独自の判断に任せられることとなりました。

なお、改正法の施行後も、地方自治法第96条第2項の規定に基づきまして、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て作成することは可能であるとのことで、今回本条例の制定をお願いするものでございます。

議決すべき事件としまして、(1)、1号で本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事、(2)、2号で基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関する事となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

なお、本町の長期総合計画でございますが、基本構想につきましては平成18年度より27年まで10年間、それから基本計画については第8次基本計画が「豊かさやさしさが溢れるまち」ということで、平成23年度から27年度までの5年間となっております。

平成27年度中に作成をいたしまして、平成28年3月、基本構想と基本計画の議決をお願いすることとなります。

以上でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第8、議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書、次のページをお願いいたします。

今回、改正をお願いしております条例の一部改正につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に基づく条例の一部改正でございます。

改正の内容でございますが、民間企業との格差が0.27%、金額にいたしまして1,090円あるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるものとなっております。

また、期末勤勉手当の引き上げ0.15カ月分につきましては、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当のほうに配分をしたものとなっております。

関係資料として、新旧対照表を添付させていただいております。

新旧対照表のほうをお願いいたします。

新旧対照表、まず第15条の2項2号は、通勤手当の関係でございます。

交通用具の使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえて、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げるというものでございます。

次のページ、第21条第2項第1号は、再任用の職員以外の職員、通常の職員の勤勉手当の関係でございます。

勤勉手当につきましては、民間の支給割合に見合うように0.15カ月分、支給率で100分の15を引き上げるというものでございます。

また、第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当について0.5カ月分、支給率100分の5を引き上げるというものでございます。

次のページ、別表(1)でございますが、これは3ページになりますが、一般行政職の表となっております。そしてまた、7ページ、8ページ目にかけては、別表2表につきましては医療技術員の給料表、12ページ、別表3表につきましては医師の給料表となっております。それぞれ引き上げの改正となっております。

附則といたしまして、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行する。

附則の2で、給料表の改定につきましては、平成26年4月1日から適用する。ただし、期末手当につきましては、平成26年12月1日からの基準日から適用するというものでございます。

次の附則の3、4につきましては、給料の支給方法について定めたものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） この条例改正によって、全体で人件費が幾ら上がるのかっていうのと、

ほんでこれは正職員ですよ、臨時職員の方々は安い賃金だと思うんですけど、その人たちのことは入ってないんですね。これはどう考えているのかっていうのと、民間の町民の所得が上がったような実感が湧かないんですが、その住民の所得の上があったという確認できるものがあれば見せていただきたい、そして説明でもよろしいんですけど。

もう一つ、我々この那智勝浦町は、津波により災害が心配されてますよね。ほんで、大勢の方々の命が失われる危険性があると言われてる中ですよ、まずお金の使う順位性において、まず防災対策に使うべきと思うんですが、その順位性ですよ、お金の使い方の。さきに職員の給料の引き上げっていうのも出てきてるんですが、それについてどのようなお考えを持っておられるのか、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、御質問の第1点目のこの人事院勧告の差額支給によりまして、どれぐらい金額が違うのかということなんですけども、これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、0.27%の引き上げでございまして、本町の職員構成、一般会計のほうで直しますと0.29%の引き上げになります。この関係で1,291万8,000円、一般会計で1,291万8,000円の増額となっております。

それと、非常勤職員の給与の関係でございまして、日額等については今回変更等はございません。

ただ、参考にしております給与表、月額の方ですね、その方に関しては今回の表が改正されることによって、改定となる見込みであります。

それと、住民の所得に関してなんですけども、特にこちらのほうで調べ等はございません。

人事院勧告というものは労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員に定める給与、勤務時間、その他の勤務条件の決定の諸原則に基づき行われるものでございまして、人事院勧告を持ってない私どものような市町村につきましては、国の人事院勧告を参考にしまして、給与改定を行っているものでございます。

以上でございます。

[12番引地稔治君「お金を使う、順位性に対してはどのように考えているか、災害に使うべき、まず災害に使うべきじゃないのか」と呼ぶ]

申しわけございません、職員の給与の改定でございます。人事院勧告に基づいて引き上げをお願いしているものでございます。それを引き上げないでほかに使うかということでございますが、町長、私どもの答える範囲ではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 人事院勧告によるってということなんですけど、この人事院の方々ってどのような方々で、そういう話し合われてるちゅうのがちょっとわからないんですけどね。国全体ですよ、国全体でいろんな地域、自治体によって違うと思うんですよ。その津波とか、そう

いう被害の受けない防災に強い地域もあればですよ、ほんでその住民の所得が上がったという実感の湧いたっていうか、経済が所得が上がった地域に関してはよろしいかと思うんですが、ここの住民の所得の上昇という確信を持ってない、持てるものがないんでしょう、それが証明されるものがない。ましてうちの那智勝浦町においては災害で多くの人の命が奪われるという状況がありますよね。先にそのお金を使う順位性なんですよ。先に浸水地域の中で災害避難困難者、子供たちとかお年寄りがあるじゃないですか、先にそっちに使うべきやと思うんですけど、この議案、職員の給料を上げるっていう議案が大事やというて先、順位性に上がってきたと思うんですけど、なぜですか、そっちのほうが大事と思いませんか、これは町長でも何でもいいですけど。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 人事院勧告の給与の改正は、労働基本権の制約の対象措置としまして、職員に対して一般情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するというものでございます。

私ども防災関係に先予算を使うべきじゃないかというお考えもわかりますが、職員に対して適正な給与を確保するというのも私どもの使命と考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 職員の給料というのは、その自治体によって自治体の中身、僕以前から言うんやけど、財布の中身が違うので、自治体職員の給料ちゅうのはその自治体自治体で決めたらええんじゃないかというて常々言ってんですけど、この地域の住民の所得が上がってるっていう証明されるものがないんですよ。ほんで、実感として湧いてないでしょう。ただ、ほんで人事院勧告って、これ法的拘束力ってあるんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 人事院勧告でございますが、これに基づいて給与改定を行っております。

大きな市とかでございましたら独自に勧告、県なんかでも独自に勧告がございますが、人事委員会を持たない本町のような町につきましては、国のこの人事院勧告を参考に給与改定をさせていただきます。そしてまた、減額の改定もございますので、これまでは、今回は7年ぶりに増額の改定となりましたが、減額の改定も、当然人事院勧告に基づいて減額の処理をさせていただいております。民間と比較いたしまして、適正な職員の給与を確保するという事で、人事院勧告の今回改定をお願いするものでございます。

以上でございます。

[12番引地稔治君「法的拘束力はないんですね」と呼ぶ]

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねします。

交通費が上がるというふうに記載されてますけれども、実感としてガソリン代ってのは徐々に下がってきてるように感じるんですけども、この下がってくる時期に交通費を上げる理由ってのはちょっと理解できないんで、それについてまずお答え願いたいのと、それと那智勝浦町の町民が豊かになったかどうかというのはどういう指標でわかるかという税金でわかると思うんですね、税金の住民税が多くなったか少なくなったか、でもこれはわかるのにはちょっとタイムラグがあってすぐにはわかんないかと思うんですけども、観光客の増加がどれぐらいふえたかということでも一つの指標にはなるかと思うんですけども、そういう那智勝浦町が潤ってきたという実感は私感じられないんですけども、そういう指標、観光産業課とか住民課とかいろんなとこで持ってますかね、町民が豊かになってきた、以前よりも、そういうのがあったらお知らせください。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えします。

今回の通勤手当の引き上げにつきましては、民間の給与の支給状況等を踏まえまして、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの間の幅で引き上げるものでございます。当然、ガソリン代等交通用具の使用者に係る通勤手当ということですね、車、ガソリン代等ということになるわけですが、以前にもガソリン代は高くなっていたときもありますし、安くこれから、今の時期はちょっと安くなっていると思うんですけども、そのあたりは人勧との差額、民間にどれだけ支給されているか、それとの比較をして人勧差額を出しておりますので、もしガソリン代がまた下がってくるということであれば、その分につきましても、また若干のタイムラグはあろうかと思いますが、改正はなされるものと思っております。

〔「景気動態」と呼ぶ者あり〕

景気動態でございますが、今回の給与の改正につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、那智勝浦町の景気動態がどうということは特に判断をしてございません。若干観光客は戻ってまいりまして、住民税につきましても増加というふうなお話は税務課長からも聞いておりますが、特に景気状況を勘案してということではございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 交通費につきまして、別に那智勝浦町の企業でどれぐらい支払ってるとかというのは調べてないわけですよね。あくまでこれ人事院勧告に従っただけであって、この那智勝浦町の経済の実態というのはそれに反映されてるわけじゃないですよね、全然。その点を私疑問に思うんですけどね。なぜ人事院勧告にただ唯々諾々として従わなきゃならんのかというのをちょっと理解できないんです。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） あくまでも人事院勧告に基づきまして、民間との差ですね、そちらのほうを職員の適正な勤務条件に対する確保を目的として行われているものでございます。那智勝浦町の給与の状態とか、通勤手当の支給状態を調べているものではございません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 済いません、反対討論させていただきます。

私、まず住民の所得、那智勝浦町民の所得の上があったという実感が湧かないということが1つあります。

ほんで、またこの那智勝浦町の災害対策、防災対策ですよ、津波で何千人もの方々が亡くなると言われている中ですよ、災害避難困難者とかそういうこと、またそのために避難道の整備とか、いろいろ住民のためにせなあかん事業というのはあると思いますよ。だから、お金の使うその順位性がちょっと僕疑問に思うので、今回この議案に対しては反対させていただきます。

議員の皆様方の御賛同いただけるようよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 続いて原案に反対の討論はありませんか。

5番蜷川君、どちらですか、反対ですか。

○5番（蜷川勝彦君） 反対討論をします。

引地議員のおっしゃるとおりだと私は思うんですけども、補足します。

先憂後楽、後楽園という野球場ありますね、水戸黄門さんの水戸の藩邸があったとこなんですけども、先憂後楽という考え方があります。我々為政者は、住民が潤ってからそれなりの所得を得るべきであるというふうに私は感じますので、反対いたします。

○議長（森本隆夫君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに賛成の方、御起立お願いします。

〔賛成者起立〕



○議長（森本隆夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 那智勝浦町一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第9、議案第65号那智勝浦町一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 御説明します。

議案第65号那智勝浦町一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成11年条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお願いいたします。

本文です。那智勝浦町一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成11年条例第27号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「第8項」を「第9項」に、「第7項」を「第8項」に改めるものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

新旧対照表をお願いいたします。

第1条中、改正前第8項を改正後第9項、改正前第7項を改正後第8項ということでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第9条の3、括弧にいたしますが、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届けに関する事項でございますが、そこに第6項が追加されました。第6項につきましては、処理施設の維持管理計画及び維持管理状況の公表に係る記述となっております。それが加入されたことによりまして、町条例におきましても関係箇所を繰り下げて、所要の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 済いません、第6項が追加されてということなんですけど、これ関係調査の提出を義務づけられたあるということですか、済いません、もう一度お願いします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 第6項、追加されましたほうに追加されました第6項につきましては、処理施設の維持管理計画及び維持管理状況の公表に係る記述が追加されております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これはあれですか、例えばこれにかかわってくるというたら、旧鉾山とか  
廃鉾の鉾山とかの汚水処理とかも、こういうのが係ってくるんですかね。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えします。

一般廃棄物でございます。議員おっしゃる部分には該当ならないと思っております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 要はごみとか土砂とか、そういう感じですかね。

〔住民課長玉井弘史君「そうです」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時00分 休憩

10時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第66号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第10、議案第66号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第66号について御説明させていただきます。

那智勝浦町国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお願いいたします。

本文です。那智勝浦町国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改めるものでございます。

附則、施行期日、1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）2、施行日前に出産した被保険者に係る那智勝浦町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

新旧対照表をお願いいたします。

第6条中の改正前39万円、そして改正後40万4,000円に改めるものです。

そして、新旧対照表の説明文言の2行目中ほどに、「ただし、」以降の文言がございます。これ以降につきましては、産科医療補償制度に加入する場合、3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算することとする規定となっております。この規定自体は今回は見直しはされません。

健保令第36条に規定いたします同補償制度の掛金が「3万円」から「1万6,000円」に引き下げられることとなっております。

本条例を御可決いただきました後に、那智勝浦町国民健康保険施行規則もあわせて同様に改正する予定であります。よって、医療機関で出産されます被保険者についての総給付額合計42万円は変更ございません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第67号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第67号平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,375万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,062万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計額で補正前の額87億2,686万7,000円、補正額は2億2,375万6,000円、計89億5,062万3,000円となっております。

3ページをお願いします。

歳出ですが、款1の議会費から、5ページをお願いします。5ページの款12の諸支出金までの歳出の合計は、補正前の額、補正額、計の額とともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いします。

第2表地方債の補正です。

記載の目的欄中、緊急防災・減災事業から現年補助災害復旧事業まで、補正前の限度額12億9,520万円から1,430万円を増額し、補正後の限度額を13億950万円とするものでございます。

7ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次の8ページの歳出について、それぞれ2億2,375万6,000円を増額をお願いするものでございます。

8ページ目の歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が9,893万3,000円、地方債は1,430万円、その他2,112万5,000円、一般財源8,939万8,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

2の歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額8,939万8,000円を追加し、計は30億610万5,000円となっております。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金98万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度機器整備の負担金を支出するために国からの補助金を受け入れるものでございます。その下段の節2がんばる地域交付金6,784万5,000円につきましては、大門坂駐車場用地購入事業のため、交付金を受け入れるものでございます。

11ページをお願いします。

款17の寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金600万円、節2まちづくり応援基金寄附金1,400万円につきましては、ふるさと納税により頂戴をいたしました寄附金の実績をもとに見込みで計上させていただいております。

12ページをお願いします。

款21町債、目3衛生債で簡易水道統合整備事業で、節1過疎対策事業債1,070万円を減額させていただきます。

また、目6土木債では、大谷地区残土処理場整備事業のため、節2市町村振興資金貸付金1,800万円を増額させていただきます。

目7消防債では、津波避難タワー整備事業のため、節1緊急防災・減災事業債630万円を増額させていただきます。

目8教育債では、色川小中学校統合施設整備事業のため、節1過疎対策事業債1,230万円を減額させていただきます。

目9災害復旧債では、公共土木施設災害復旧事業のため、節2現年補助災害復旧事業債1,300万円の追加をお願いするものでございます。

下、13ページをお願いします。

歳出でございます。

まず、議会費や、この後の各科目におきまして、節2の給料から節4共済費まで、それぞれ補正をお願いしております。これは4月1日付の人事異動による調整、それと人事院勧告によります4月からの差額支給に伴う増額となっております。

人事院勧告の給与改定率は、先ほど条例でも御説明をさせていただきましたとおり、0.27%で本町の職員構成で計算しますと給与の改定率は0.29%、一般会計で1,291万8,000円の増額となっております。

それと、人事異動による調整分を含めまして、全体の人件費は2,614万9,000円の減額、2,614万9,000円の減額となっております。

それぞれの各科目での説明は省略させていただきます。

14ページ、お願いをいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与に関する補正のうち、超勤手当50万円につきましては、7月に開催をいたしました大規模土砂災害シンポジウム、これや秘書業務に係る超過勤務手当の増額をお願いしております。

次の目6電子計算費、節1負担金、補助及び交付金98万1,000円につきましては、地方公共団体情報システム機構に対する社会保障・税番号制度情報連携機器整備の負担金でございます。

目7企画費、節11需用費805万円及び節12役務費74万5,000円につきましては、ふるさと納税をしていただきました方に送付をしておりますふるさと名品の発送に要する費用、産品代、礼状、送料、振替手数料でございます。2,000件の寄附件数の増を見込んで計上させていただ

ております。節13委託料1,147万円につきましては、第9次長期総合計画の策定業務委託に係るものでございます。次年度に繰り越しを予定してございます。節19負担金、補助及び交付金498万円につきましては、地域活性化対策事業補助金で、これは口色川区飲料水供給施設災害復旧整備に対するものでございます。補助率は災害における復旧に係るものとして4分の3となっております。

次に、17ページをお願いします。

節28の繰出金の関係でございしますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で、国民健康保険事業費特別会計に577万7,000円の繰り出しを行っております。

また、目3の老人福祉費では、介護保険事業費特別会計に1,110万1,000円の繰り出しを行っております。

20ページをお願いします。

20ページ、同じく節28繰出金の関係でございしますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目8簡易水道費で簡易水道事業費特別会計への繰出金1,070万円の減額を行っております。

29ページをお願いします。

29ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、消防の関係の人件費になりますが、人事院勧告に係るもののほかに、火災及び台風等の警報発令による休日、夜間の非常招集、これや救急出動件数の増加に伴う超勤手当150万円の補正をお願いしております。

また、目5の災害対策費では、節3職員手当等50万円は、台風18号、それから台風19号、10月にありましたが、これの待機に関する超勤手当の増額でございします。節12役務費、通信運搬費17万5,000円につきましては、那智川の河川監視カメラに関する回線占用料でございします。節13委託料13万円につきましては、下里津波避難タワー用地分筆のため、測量業務委託でございします。節15工事請負費200万円につきましても、同じく津波避難タワー整備用地の造成工事でございします。また、節17公有財産購入費420万円につきましては、津波避難タワー整備用地を購入するものでございします。

33ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費600万円、目6まちづくり応援基金費1,400万円につきましては、歳入でも御説明させていただきましたが、ふるさと納税により頂戴しました寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものでございします。

34ページは、補正予算の給与費明細書となっております。

以上でございします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目10福祉健康センター費、節15工事請負費、補正額785万2,000円の増につきましては、福祉健康センターに設置しております温泉を取り入れた機能回復訓練のための訓練プール及び浴室用ろ過機の不良に伴う取りかえ修繕工事616万7,000円及び

高圧受電設備改修工事168万5,000円でございます。

福祉健康センターにつきましては、平成6年4月に開設し、20年余り経過、施設及び機械器具の老朽化が目立ってきております。当該ろ過機につきましても、ここ数年腐食による漏水等ふぐあいが発生し、平成21年度以降応急修理を重ねてまいりましたが、今回この10月でございますが、ふぐあいが発生し、修理での対応に限界があることから、交換修理に係る補正をお願いするものでございます。訓練用プール等を設置しております機能回復訓練センターの利用者につきましては、高齢者や身体障害者の後退機能の回復訓練を必要とする方に御利用いただいております。当該施設の利用状況でございますが、平成25年度の実績といたしまして、開館日数309日で延べ2万4,758名の御利用がございました。今年度につきましても、同等の人数の方が来ていただいております。当該施設が機能回復訓練施設として重要な役割を果たしていることから、早急に修理を行いたく、よろしく願いいたします。

また、高圧受電設備につきましては、機器の更新推奨年、15年から20年でございますが、過ぎております。このまま使用いたしますと高圧停電事故につながるおそれがあると点検委託業者から指摘を受けております。高圧停電事故が発生しますと、勝浦変電所管内の朝日、天満地区の広範囲に影響が及ぶこととなります。この地域には一般住宅のほか病院、福祉施設があり、これらの施設に多大な御迷惑をおかけすることになることから、今回補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料602万円の増額につきましては、平成26年10月1日の予防接種法の改正に伴い、定期予防接種の対象となりました説明欄記載の水痘予防接種に係る243万2,000円及び高齢者肺炎球菌予防接種358万8,000円に係る委託料でございます。

水痘予防接種につきましては、従来は任意接種で、本町では接種費用の一部補助を行っておりました。対象者は接種日において、1歳から3歳の誕生日の前日までの方となっております。また、経過措置といたしまして、平成26年度に限り、3歳から5歳未満の方も対象となります。人数につきましては、1名当たりの単価9,280円で262名分を見込んでおります。なお、1名当たりの単価につきましては、新宮、東牟婁統一単価でございます。

次に、高齢者肺炎球菌予防接種の対象者につきましては、平成26年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となられる方、101歳以上の方となっております。また、満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、身体障害者手帳1級を持っている方が対象となります。人数につきましては、1名当たりの単価6,430円で558名分を見込んでおります。1名当たりの単価につきましては、水痘と同様に新宮、東牟婁統一単価でございます。現時点におきましては、経過措置として定期の予防接種を受ける機会は、平成30年度までの該当する年齢となる年度のみとなります。対象となる方に対しましては、回覧による周知のほか個別に御案内をさせていただいております。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の関係について御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節2小規模土地改良事業費分担金、この37万5,000円につきましては、中里地区農道改修に係る増額事業費150万円の4分の1の地元負担金を受け入れるものでございます。

目3災害復旧費分担金、節1町単独農林水産施設災害復旧費分担金75万円につきましては、林道大雲取線の災害復旧工事に係る2分の1の受益者負担をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節4小規模土地改良事業費補助金75万円につきましては、中里地区の農道改修事業に係る増額事業費150万円のうち、2分の1の県補助金を受け入れるもので、事業の早期完成のための追加交付を県のほうで決定いただいたものでございます。節17森林整備地域活動支援事業費補助金80万7,000円につきましては、森林組合の施業計画の計画面積の拡大に伴う必要な図面の作成、資料のデータ化及び所有者の境界の把握など、計画作成の必要業務のための補助金として補助対象経費の4分の3の県補助金を受け入れるものでございます。節18農村地域防災減災事業補助金90万円につきましては、ため池ハザードマップの作成に係る補助率100%の補助金を受け入れるもので、国庫補助対象の橋ノ川池、与根河池、中ノ川池の3池に係るものでございます。

目5商工費補助金、節1観光施設整備補助金1,151万円につきましては、那智高原公園公衆トイレの解体及び新築工事に関する事業費の2分の1の県の補助金を受け入れるものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料90万円につきましては、ため池ハザードマップの作成に係る委託料で、国庫補助対象の橋ノ川池、与根河池、中ノ川池の3池のハザードマップの作成を委託するものでございます。節19負担金、補助及び交付金113万9,000円につきましては、備考欄記載の多面的機能支払事業費の補助金でございまして、本年度より5年計画で農地の適正な維持管理、保全を目的として実施される多面的機能支払事業に係る町の負担分でございます。草刈り等の農地の維持、共同管理による施設の補修、施設の改修などによる長寿命化など地域で農地の保全のため、多面的な機能維持のために地域を挙げて取り組む活動に対し、取り組み内容に応じて補助金を支払うもので、本町では西中野川、小匠を除く太田地区、そして下里地区が対象となっております。対象面積は、田93.6ヘクタール、畑3.4ヘクタールの合計97ヘクタールでございます。全体の補助金額としまして455万4,130円のうち、町の負担分として4分の1の113万9,000円の補正をお願いするものでございます。

目6小規模土地改良事業費、節13委託料150万円につきましては、当初250万円の予算を計上



し、事業を進めておりましたが、このたび県より県補助金の追加交付をいただけることになりました。中里農道の改修工事、総延長610メートルの本年度の単年度での完成を行えるため、補正をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

項2 林業費、目2 林業振興費、節19負担金、補助及び交付金107万6,000円につきましては、森林組合の施業計画面積56.69ヘクタールの拡大に伴う必要な図面の作成、資料のデータ化、所有間の境界確定などのために計画作成に係る経費の補助金として、県補助金を含む補助対象経費を補助するもので、実質町の負担部分は4分の1の金額となっております。

24ページをお願いいたします。

項3 水産業費、目1 水産業総務費、節11需用費の60万円につきましては、那智湾に設置しております那智漁港の航路標識灯の修繕料でございます。那智漁協より標識灯の故障について連絡があり、船舶航行の安全確保のため、早急の修繕が必要となったものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

款6 商工費、項2 観光費、目2 観光振興費、節13委託料202万円と節15工事請負費2,100万円につきましては、那智高原公園のトイレ新築工事に関する設計監理委託費と新築工事及び旧トイレの解体工事の補正をお願いするものです。トイレの規模につきましては、床面積33.12平米、男子トイレ、小便器2基、大便器1基、女子トイレ2基、多目的トイレ1基を予定しております。建設場所につきましては、現在食堂施設どんぐりころころの場所に、この施設を取り壊し、その跡地を予定しております。また、熊野古道の登り口付近に建っております木造の旧トイレにつきましても、この事業の中で取り壊し、1カ所にトイレをまとめて整備したいと考えております。那智高原公園につきましては、平成23年の災害以降、県道及び林道の災害復旧工事のための土砂置き場となっております。これにつきましては、災害復旧工事の終了に伴い、現在県のほうで公園内の復旧をお願いしておるところでございます。本年度末には完了する予定です。回復に伴い、熊野古道大雲取の古道ウオーク等で集客が図られることですが、トイレの老朽化や不便について、旅行エージェントあるいは古道利用者からたびたび指摘を受けるところでございます。また、少しずつではありますが、外国人ハイカーの利用もふえており、お客様の利便性を図るためには洋式トイレの整備は必要と考えております。そのため、和歌山県の観光施設整備補助金を利用いたしまして、実施する予定でございます。また、工事の実施については12月の補正となりますので、工期的には繰り越しを考えております。

次に、32ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費350万円につきましては、林道小匠小森川線における路側下の欠落、延長20メートルの工事請負費200万円と林道大雲取線における路盤欠落の延長10メートルの復旧工事150万円の2つの町単独災害復旧工事に係るものでございます。

以上、観光産業課の関係については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8災害復旧費国庫補助金、補正額700万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の公共土木施設災害復旧事業、井谷線地すべり災害復旧工事の測量委託の国庫補助金の受け入れでございます。詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

続きまして、26ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額6,763万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分7賃金76万3,000円でございます。説明欄記載の臨時雇賃金1名分でございます。節区分11需用費47万9,000円でございます。説明欄記載の燃料費及び光熱水費でございます。作業員の草刈り等の燃料費でございます。続きまして、節区分17公有財産購入費6,784万5,000円でございます。説明欄記載の大門坂駐車場整備用地3,570.77平方メートルでございます。大門坂駐車場に隣接する民地を土地基金で購入した分の財産購入費でございます。土砂災害啓発センター用地500平方メートルを除いた3,570.77平方メートルでございます。平方メートル当たり単価1万9,000円、坪単価6万2,810円でございます。土砂災害啓発センターにつきましては、和歌山県が平成26年度内に着工し、平成27年度末完成予定でございます。啓発センターの用地500平方メートルにつきましては、平成26年度中に県へ売却する予定でございます。単価につきましては、同じ金額を予定しております。駐車場整備につきましては、平成27年度で観光施設整備事業で工事を予定しております。

お手元に配付させていただいております資料の1枚目をごらんください。赤の部分が用地買収をお願いする部分です。宅地全体が4,070.77平方メートル、うち3,570.77平方メートルを町で購入し、500平方メートルを県へ売却いたします。現在、既設の駐車場で普通車が36台、バス6台が駐車可能です。図面に表示させていただいております案といたしまして、普通車が今後68台ふえる予定でございます。駐車区画につきましては、平成27年度事業で再度検討させていただきます。

続きまして、目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額2,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の大谷地区残土処理場整備工事でございます。搬入土砂の数量を1日約200立方メートル、年間で約5万8,200立方メートルで算出していましたが、11月末の搬入土量が約8万2,000立方メートルと搬入土量が増加しております。最終的には当初より約4万立方メートルの増加が見込まれますので、その分の土砂の転圧、敷きならしの増額をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいております資料の2枚目をごらんください。残土処理場の全体計画が5段となっております。そのうち11月末で下から2段目のところまで土砂を搬入しておりま

す。

続きまして、27ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額2,468万6,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料400万円でございます。説明欄記載の測量業務委託でございます。通常、町道及び林道につきましては、森林法に基づく林地開発申請が免除されますが、昨年大谷地区残土処理場整備で林地開発申請の許可を受けていますので、和歌山県林務課からの指導により、井関側からの工事用道路を含めた全体の申請が必要になったためでございます。さらに、山林の用地買収に伴います分筆登記図面作成費用でございます。続きまして、節区分15工事請負費2,000万円につきましては、説明欄記載の（仮称）井関大谷線道路舗装工事でございます。当初舗装せずにダンプトラックの走行を予定していましたが、道路の縦断勾配が8%と急勾配であり、ダンプトラックの走行に支障を来すため、舗装工事をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいています資料の3枚目をごらんください。左上の赤い表示の道路が井関側からの道路の位置です。延長約800メートル、幅員5メートルでございます。ダンプトラックの走行に最低限必要な幅員3メートル、約2,400平方メートルの舗装工事を予定しています。

続きまして、33ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公共土木施設災害復旧費、補正額2,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の井谷線地すべり災害復旧工事に伴う業務委託でございます。

お手元に配付させていただいています資料の4枚目をごらんください。場所につきましては、川関地内の井谷地区、県道から約1,500メートルの地点です。町道井谷線及び町管理の井谷川に隣接する山林の地すべり災害でございます。

資料の5枚目、6枚目をごらんください。本年9月以降、亀裂の幅が約2カ月で約20センチ観測されています。延長が約40メートル、幅が約50メートルの規模でございます。地すべり災害復旧事業で国の災害復旧工事として採択を受けるため、資料作成及び亀裂の詳細な継続的な計測調査が必要なため、委託料をお願いするものでございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 教育委員会関係の補正を御説明させていただきます。

まず、歳入、10ページでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、補正額914万円、節区分3学校施設環境改善交付金、これにつきましては、当初皆様に27年度で中学校の空調設備のことをお願いするというお話させていただいておりましたが、国のほうの補助金もいただけるというお話がございました。そして、小学校を26年度にやらさせていただいておりましたが、機械等々手に入りにくいという状況もございましたので、27を26の見切り発車でさせていただき

たいと思ひまして、補助金がいただけるということで、ここに補正のお願いをするものであります。また、歳出について御説明申し上げます。

次、歳出に入らせていただきます。

ページ数が30ページからになります。

款9教育費、項2小学校費、目3色川小中学校統合施設整備事業費、補正額△の681万6,000円でございます。これにつきましては、色川小学校、中学校建設に当たりまして、プレハブを借用いたしまして、給食調理並びに一般保管の倉庫等を計画しておりました。昨今、町の財政等を考え、また善後策を考えますと、給食につきましては近隣、近隣といっても遠いんですけれども、市野々小学校か太田小学校で小学生の給食をつくって運ぶという方法、代替案に変えさせていただきたいと、それによって給食用のプレハブのリースは要らなくなりということでもあります。ですから、倉庫も同時にリースしないということで、後で出ます備品購入で、それにかわる業者名言ったら悪いんですが、ヨド物置の大きなやつを購入させていただいていきたいということでございます。節14使用料及び賃借料、減額1,238万7,000円、これが仮設校舎借上料、仮設であります給食調理と物を置く倉庫の費用の減額でございます。続きまして、節区分15工事請負費172万8,000円、これにつきましては小学生が中学校へ移って授業をするということございまして、ちょっと私ども気づいておらなかったんですが、色川地域は水洗ではなく、ぽったん便所でございます、ちょっと中学生の便所では穴が大きい、ちょっと危険があるということで、中学校の便所に簡易水洗で小学生が落ちないようにをしたいという工事を行わせていただきたいというものでございます。18備品購入費384万3,000円、これにつきましても、あっ、工事請負でもう一つございまして、色川中学校へおりにいく車路、道路なんですけれども、非常に狭く危険ということで、現在、道のある側溝を水路をつくりながら側溝をふたをして道幅を広げたいという工事もお願ひするものであります。それで、備品購入費が学校備品といたしまして、小学生用の倉庫ですね、小学校から持っていく、教室に中学校に入らない倉庫等々の購入でございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費、補正額2,986万9,000円、節区分15工事請負費、金額2,979万円、これが空調設備の整備工事で2校分でございます。該当校といたしまして、下里中学校と宇久井中学校、下里中学校4台、宇久井中学校12台を今予定しております。那智中学校につきましては、25年度予算で一体工事としてやらせていただいております。これをやらせていただくとこれから建設する色川中学校、中学校についてはあと一校のみとなりますので、どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、次のページ、項4社会教育費、目4文化財保護費、補正額50万円、節区分13委託料50万円、測量業務委託でございます。これにつきましては、世界遺産登録で追加登録ということで今和歌山県と一緒に動かさせていただいております。追加登録に当たりまして、浦神地域、清水峠のほうになるんですが、想定しておりました、今まで申請しておりました道とは違う通路であるということが判明いたしましたので、その場所の測量をお願ひするものであります。その場所につきましては、私ども国道を走っていきまして、浦神の駅を過ぎてちょっ

として左カーブで右カーブになって直線になると、その右カーブになってちょっと行ったあたりの右の山、当初その山へおりてきて、また戻るというのでありましたが、山の中を古道としては行っていったということでございます。延長200メートル程度の測量をここでお願いするものであります。

教育委員会関係は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） いろいろ聞かせていただきたいんですけども、まず14ページ、企画費の委託料、第9次長期総合計画業務委託、これはどこかのコンサルタントに委託するんですよね。先ほど議会の議決事項のところ、長期総合計画というのは町の判断でつくってもつくらなくてもいいということになったと思うんですけども、つくった場合は議会の議決が必要ということになったんですが、これまた長期総合計画ってのをこれつくるんですね。それで、コンサルタントに1,100万円これ支払うということだと思えます。これちょっとそうなのかどうかお聞かせください。

それから、18ページの目10福祉健康センター費の中の工事請負費、福祉健康センター高圧受電設備改修工事というのがあるんですけども、福祉健康センターで高圧電気はどのように利用されてるのでしょうか。

それと22ページ、農業振興費の中の13委託料、ため池ハザードマップ作成委託90万円ってのがあります。これ地震のとき、ため池が崩壊したんでその水が流出したという、そのときのハザードマップなのではないでしょうか。

それから、25ページ、観光振興費の中で15工事請負費、那智高原公衆トイレの新設がありますね。この那智高原のどんぐりころころへ来てる水は、2011年の台風12号でこの水を引いてるパイプが破壊されて水が来てないんですけども、この工事請負費の中にその給水の設備の復旧の費用も入ってるのでしょうか。

それから、30ページ、色川小中学校統合施設整備事業費の中で、仮校舎借上料がなくなってますね。給食を市野々小学校でやるということにお話し、今聞いたんですけども、現在いる給食をしてらっしゃる方は市野々小学校へ行くのでしょうか。

それと33ページ、公共土木施設災害復旧費の2、公共土木施設災害復旧費の委託料、井谷線地すべり災害復旧工事設計業務委託とあるんですけども、この地割れが以前2011年の災害時よりも広がってる場所というのは、井谷以外にもあると思うんですけども、そちらのほうの工事、対策等はどのようになっているのでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 第9次の長期総合計画についてのお尋ねでございます。

基本構想につきましては、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針をなすものでありまして、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものでありますことから、法的な策定義務がなく

なっても策定すべきというふうにして考えてございます。また、町全体の総意により策定された計画であることを裏づけるためにも、町民の代表である議会の議決は必要かつ重要なことと考えてございます。

経費もかかるのというふうなお話でございますが、人口が減少してくる中におきまして、災害への備えを初めとしまして行政へのニーズという、住民ニーズは高まってきてございます。人口減に伴い、収入が先細りする中で地域資源を生かしながら、さらに効率的な行政運営ができるのかどうか、厳しいながらも第8次のキャッチフレーズとなりました、豊かさとやさしさが溢れるまちづくりを構築して、また人口減少を食いとめるためにも、このような計画が必要ではないかというふうにして考えてございます。

予算に関しましては、コンサルを活用しまして、会議等全部入っていただくような形で計上しておりますが、適切な執行を心がけるようにいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 御質問の件につきましてお答えさせていただきます。

福祉健康センターの高圧の関係でございますけども、機能回復訓練センター、先ほど同時に補正をお願いしているその設備でございます。その中にはボイラー、高圧を使う設備となっておりますので、そちらの兼ね合いで高圧設備ということをお願いしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、ため池ハザードマップの作成につきましては、地震及び大雨等々、決壊の場合を想定した被害状況、被害地域等々を想定したハザードマップを作成する予定でございます。

それと、那智高原のトイレの水の問題であります。この水の確保につきましては、10月から11月にかけて当方の担当の者が現地を確認しまして、その中で材料等だけで修繕できる部分等々をつなぎまして、ある程度水道屋さんの協力もお願いした中で、現在水については那智高原公園まで来てる状況になっております。ですから、この工事請負費の中には、その水の復旧費等は入ってございません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 色川小・中学校関係でございます。

先ほど申し上げましたとおり、小学校解体した後、給食調理を市野々小学校か太田小学校どちらかで行いたいという基本方針でございますので、そこから小学校に運ぶという業務も新たに入ってくると思います。今お勤めの方がこの新たな業務といたしますか、勤務場所も色川小学校からどちらかの学校になって、また運ぶという業務が入ってまいりますので、そこを受けていただくかどうかはまだ本人さんの確認はさせていただいておりません。小学校長からあらか

じめの話はしていただいておりますが、うちの業務がこれで確定、小学校の給食をどちらかでするという確定し次第、本人さんに確認とりながら、その業務についていただくかの判断をしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

33ページの災害復旧事業の地すべりの関係でございます。これにつきましては、台風12号のときには大きな亀裂は生じてなかったんですけども、この井谷地区につきましては、ことしに入りまして6月以降、かなり大きな亀裂が入っておりますので、上げさせていただきます。

台風12号関係のその他の地すべりというお尋ねなんですけども、台風12号で被災して県の事業、県道関係の地すべり、さらには県の治山の地すべり、そしてなおかつ町の建設課と観光産業のそれぞれ地すべり、いろいろ担当があるんですけども、観光産業のほうでは具体的には大野地区とかでもう既に地すべり対策が終わっております。

町内全域把握できてるかといいますと全域は把握できてないんですけども、井谷地区につきましては、下流域に民家がありますし、町道と町管理の河川がございまして、今後土砂ダム等に発展しますと大きな被害が見込まれますので、今回急遽補正をお願いした部分でございます。

引き続き町内全域調査させていただきまして、公共災害、さらには単独災害で対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） その長期総合計画ですね、これつくるに当たって町民への広報ってのはもう一つ、私足らないんじゃないかなと思うんですけども、それでコンサル頼むということなんですけども、これ多くの町民の方に参加していただいて、役場と町民との協働でつくったらもっと安く上がるんじゃないかなと思うんですけど、それについてはどうでしょうか。

それから、機能回復センターについてはわかりました。

ため池ハザードマップ、これ3つのため池ということなんですけども、町内にはほかにもため池があると私記憶してるんですけども、ほかのため池についてはどのようにされるんでしょうか、それだけお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画に関しまして、十分広報がなされてるか、それとまた住民の声が集約できるかというお尋ねかと思っております。

この12月初めの回覧でもちまして、旧町村単位に2名ずつ住民の方からの参加、公募、長期総合計画委員さんへの公募参加を回覧で回させていただきます。それと、その方々が12名、それとほかの団体の代表の方10名という構成で長期総合計画、総勢24名になりますが、町長、副町長、教育長含めて24名という形になりますが、それで住民の方々の意見を集約して、できるだけ住民にわかりやすいような形で長期総合計画の作成をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在町内にはため池多数ございます。その中で、この補正で3カ所上げてあるのは、国の補助対象で国のほうから補助金100%見ていただけるということで、県のほうからもそういうお話がありまして上げさせていただきました。そして、残りにつきましても、当然そういった災害の状況を想定したハザードマップは必要となるところでございます。これにつきましても、今後財政当局とも相談する中で、予算の範囲内で順次計画的にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） ページ、26ページの工事負担費2,000万円ですね。大谷地区残土処理整備工事、それとページ29の公有財産購入420万円、避難タワーの整備用地です。

最初の大谷地区の残土なんですけれども、昨年6月23日、天満区との話し合いで了解をいただいたと、賛成多数で。そのときに、町の構想は6ヘクタールの平地を造成と、避難場所や災害対策の施設建設地というようなことを構想に上げられておりました。これ今現在、どのように変化してなってるのか、例えばその後7月2日に、まあ言うたら確約書を交わしたあと、その中で町が発する公共残土は、あの当時は認めるようなことも書いとったと思うんですよ。今聞いておりますと、現在いろいろ持ち込みはだめだと、町の起きた災害ですね、その太田川とか那智川のそういうようなあれしか認められないということになっているというんですが、そのことについてちょっと詳しく説明願います。

それと、公有財産購入のことなんですけれども、これ何坪で坪単価幾らでこれを購入するか、ちょっとその点、2点お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいまの御質問につきまして、大谷地区の残土処理場の整備計画なんですけれども、議員御指摘のように全体計画約6ヘクタールでございます。それで、5段の形で現在盛り土を進めております。

土地利用につきましては、将来予測される地震、津波に対する高台確保がまず第一の目的でございます。あとの土地利用につきましては、今のところ具体的な計画はございません。高台を確保して避難場所を確保するというような大前提が大きな目的でございます。その後の有効利用につきましては、今後検討を重ねていく必要があると考えております。したがって、今のところはあくまでも高台確保という意味でございます。

それともう一つ、残土の搬入の条件なんですけれども、議員御指摘のとおり、地元天満区との覚書におきまして、町内の災害発生残土に限るという条件が覚書の文言として明示されております。したがって、災害発生残土のみの現在は搬入という形をとらせていただいております。



す。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 下里地区の津波避難タワーの公有財産購入に対する御質問でございます。

坪当たり単価でございますけども、大体5万円弱、坪数は約84坪となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今建設課長から答えていただいたんですけど、最初の確約書というんですか、去年の7月1日ですね、その時点でこれ盛り土については那智勝浦町内の公共事業で発生する残土は認めるということだったと思うんですよ。なぜこのように変化して、災害残土しか認めんということになったのでしょうか。

それと、今土地の高台をつくと、埋めたやつでつくるということなんですけど、これから大きな地震が来るかも、巨大地震発生、心配しております。そういったときに、土地、まあ言うたらあれば高台ができるということで、そやけどその災害を待って、その埋めるというだけやったら、なかなかそういうのも可能になりにくいんじゃないですか。

それと、ほいて先ほど言いましたように、あの交渉の、まあ言うたらもう一度町内の残土、工事するあれを認めてほしいという再交渉の余地はないのでしょうか。というのは、これから水道の大きな残土が出るということも聞いております。これを町外へ持っていくということになれば、ますます財政が苦しくなると、コストが高くなると、なぜ町内で賄うことができないんかということだと思っておりますよ。いわゆる町外へ持っていくということはコスト物すごい上がりますわね。そやから、今まで考えたあつたよりか大きなマイナスというんですか、目算が外れたということだと思っております。町長は、最初これについて残土、いろいろ公共のやつを入れられたら大分助かるんだというようなことを言っていたと思っておりますよ。

町長、その点はどのように考えておるんですか、お答え願います。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

大谷残土処理場の建設に伴いましては、昨年6月に地元天満区におきまして臨時区民総会を開催していただきまして、そこで承認をいただいております。

そこでの町の説明の中でも、まず災害発生残土の処分をお願いしますっていう説明で、こちらから説明をさせていただいております。それに基づきまして確約書を作成させていただきました。その確約書の中身は、今議員おっしゃいましたとおり、公共残土ということの文言なんですけども、中身としては災害残土という意味での説明もしておりますので、地元へも災害残土ということで了解をいただいております。

議員おっしゃるとおり、当然公共工事、今後どんどん発生が予定されておりますので、そういった部分の残土処理が町内には今のところありません。したがって、大谷地区の残土処

理場へ今後大型の公共事業が発生した場合、当然必要になってくるかと思えます。

それと、土量につきましても約80万立方メートルの土量を予定しておりますので、災害で満杯よりも少し大目の土量を予定しておりますので、その分の利用はできるかと思えます。したがって、今後やはり地元との協議によりまして、そういった部分を調整させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 今、これから災害に対する工事もいろいろあると思うんですけど、ほでそれを大谷の残土場へ入れたらコストも抑えられるということだと思えます。ですから、今地元と粘り強くまた交渉されて、何とか認めてもらうように努力をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時37分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

当局より補正予算の審議に関連し、追加資料が配付されておりますので、報告します。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第67号の資料説明の際に、下里の津波避難タワーの整備用地の購入でございますが、場所の説明をするのが説明不足で漏れてました。

図面を配付、資料を配付させていただいております。国道のほうから太地の県道の踏切のほうへ移動していただきまして、さらに進んでいただきますと通称四つ角というところがあるんですけど、その手前側に用地を購入する予定でございます。

以上、説明させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 質疑ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお願いします。

まず、18ページの福祉健康センター費の中の細かいことなんですけど、この2つの事業、616万何千円やったですかね、それと160万円と、ほかに何かあるからこの金額やと思うんですけど、その辺が何万円か違うのがちょっと気になったんで、ついでじゃないんですけど、聞かせていただきたいのと、25ページの観光振興費の中の、まず委託料の中で新築工事設計監理業務委託で202万円ですか、これは33平米だから十坪ぐらいのトイレですね。これ解体の設計監理も入っての値段なんですかね、これ。

それと、その下の工事請負費の旧トイレ工事解体費、これどんぐりころころの解体費も含まれたあると言われるんですけど、その辺をちょっと詳細にいただきたいのと、これ多分県有地

やったですね、あそこ、そのどろりころころを残して利活用というのは検討されていなかったのか、維持補修するのとか、その辺を聞かせていただきたいのと、26ページの大門坂駐車場用地のところです。これ県に150坪ぐらいですか売るとかという話やったんですけど、これはある程度の土砂災害啓発センターの設計図とかというのは上がってきたあるもんなんですかね、その辺と、29ページ、災害対策費の中の津波避難タワーの件なんですけど、大体聞いたんですけど、場所もわかったんで、これは下里の駅前のほうから海のほうを向いて、これ1基でいけるんか、まだ予定したあるんかというのと、30ページの色川小中統合施設整備事業費の中の工事請負費ですか、15の。多分道路の側溝、溝とトイレの修理工事やったと思うんですけど、これ別々の金額とトイレ何基ぐらい小学生用にされるんかというのと、31ページの学校管理費の中の工事請負費で2,979万円ですか、これ16基言われてたんですけど、1基にしたら186万円ぐらいかかるのがこれが適正なんか、その辺済いません、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず1点目、委託料についてでしたが、この中には旧施設の解体の設計も含んでおります。

そして、工事請負費の解体と新築の内訳ですけども、まずこれは概算の数字になりますけども、どろりころころの解体については約450万円、教育委員会の古道手前のトイレにつきましては約100万円、そして新築トイレの工事につきましては1,550万円となっております。

そして、議員おっしゃられたどろりころころを改修、修繕して残して、そしてトイレを建てられないかということですが、まず那智高原公園が工事の関係で使っていなかった、そのめどが立ってきたときに、まずそれを考えました。その中で、現場確認しまして、どの程度の傷みがあるのか、そしてそれを概算した場合、やっぱり1,000万円を超える費用になりそう、現場の計算ですけども、その場合、当然町単独事業になってきますので、町単独の費用、町の持ち出しによってする必要はある。その中で県のほうから、この観光施設整備事業でここをトイレをちゃんと整備しないかという話もいただきました。その中の話の中で、もしそういう建てかえをやる場合であれば解体費用、そういったものも補助として補助いただけるということで、そういった財政的な面あるいはその後の利用につきましても、どろりころころ、あそこを維持していく中では、ここ数年災害前の経過を見ますと、大体1年間に250万円から300万円の経費の持ち出しというのも出ております。そういった部分も計算する中で、あと規模を小さくしてあずまや的に改修できないか、そういうことも検討させていただきました。その中で、やっぱり今の施設を補修し、改修になりますとやはり割高なコストがかかってしまうということがだんだんわかってきました。そのため、一番補助金いただけて、町の持ち出しがある程度のところで済むという方法、その中で選択した中で、2つの建物を取り壊して新しいトイレをつくるのが一番経費的に効率的じゃないかなあという結論に達しました。

そして、イベント等のときにどうするかという問題もあります。イベントがありますと、今までですとそのイベントのたんびにこちらからテントを持って行って建てて、また会場の設営等々やっておりますので、そういったイベントの場合ですと、なかっても、取り壊したとして

もある程度活用できるんじゃないかという部内の話し合いを行って、その上でこういう形の事業の進め方がよいのではないかということで、この補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの土砂災害啓発センターの規模につきましては、和歌山県の担当課より、建物の規模につきましては約100坪、330平方メートルの木造2階建てというふうに聞いております。現在、詳細設計を県のほうが行っておりますので、最終の図面は近々町のほうへ届く予定となっております。330平米の規模なんですけども、それに周辺も含めて500平米の県のほうへ売却を予定しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） お答えいたします。

まず、色川小中学校統合施設整備事業費のうちの工事請負費172万8,000円、これの内訳になります。

まず、トイレの改修工事といたしまして、男子のトイレ1カ所、女子2カ所、計3カ所を予定させていただいて97万2,000円、そして側溝改修工事といたしまして、グラウンドへおりていく進入路で延長38メートルございます。そこが75万6,000円の工事請負でございます。

そして、次のページの中学校管理費工事請負費でございます。空調設備工事2校2,979万円でございますが、下里中学校で671万7,600円、宇久井中学校で1,273万3,200円とキュービクル関係で876万9,600円の金額になってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難タワーの関係でございますが、今回用地購入をして整備を図ろうという津波避難タワーにつきましては、江川付近の住宅の密集している部分の方の津波避難タワーということになります。

タワーの規模といたしましては、避難可能な人数は200人程度、高さは南海トラフの巨大地震による津波にも対応できるものということで7メートル、8メートルのタワーを考えてございます。

避難可能人数の算出につきましては、建設候補地を中心とした円内、避難が可能とされる距離を半径とした最大半径200メートル程度に居住する人口を割り出しまして算出をしております。

これで下里地区の津波避難タワーは足りるのかということでございますが、まだまだ津波避難困難地域が残ってまいります。下里地区で県の対応としての計画でございますけども、これによりますと下里地区には5基、津波避難タワーが必要ということで、一応計画されております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

福祉健康センターの工事の関係でございますけども、ろ過機の交換でございますけども、616万7,000円、それと高圧受電設備168万5,000円で合計785万2,000円となります。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、福祉健康センターのほうは僕の記述間違いでした。どうも濟いませぬでした。

25ページ的那智高原の件なんですけど、これあれですか、設計委託は202万円ってあるんやったら、この割合で言うたら委託料は150万円と50万円、大体そんなもんですかね。解体の設計委託が50万円と新築の設計委託が150万円とかそんな感じの割合ですかね。割合で言うたら、前にもちょっと問題になったんですけど、10%ぐらいの割合になってるんやけど、この辺は入札せなんだらわからんとかやと思うんですけど、その辺を一応考えてあるんかなというのと、濟いませぬ、それだけお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

解体の新築工事の設計委託につきましては、大体工事費の1割弱を考えております。ですから、今議員おっしゃられたとおり、大体工事請負費用の1割程度と考えて202万円の費用を算出させていただいております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 教育委員会のほうのトイレですね、あれ。100万円解体するんやというて、かかるんやというて、そんなにかかるんかなと思ひながら、入札前の予算なんで何とも言えんのですけど、ちょっとこれどんぐりころころも450万円、あれ解体するのに要るんかなあと思ひて、その辺濟いませぬけど、また入札のときしっかりとさせていただいたら、答弁は結構なんでよろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 今の質疑聞かせてもろてですけど、疑問点が出たので、どんぐりころころの解体が450万円、トイレが150万円、ほんで10坪のトイレに1,550万円、ほんで解体に対する設計業務委託ちゅうのが解体のどんぐりとトイレとで50万円、ほんで新築に関しては、新築のトイレ1,500万円に対しては約1割の150万円ということだと思ひんですけど、その新築に関してはこの設計監理ちゅうのは必要かと思ひんですけど、こっちの解体、あそこ住宅地でも何でもないし、解体する、平家ですよ、両方とも。これ別に法的に解体に関する設計監理っていう監理費というのはもう要らないんじゃないですか。法的に要るのかどうか、要らんとお思ひんですけど、お答えください。そして、坪単価もわかったら解体のほうで。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、設計監理費につきましては、建築コスト等々公共工事のそういった建設コストを計算する場合の資料、そういったものの積み上げによって出てきます。そういった中で概算で、先ほど申しましたような工事費を計算しております。

そして、解体について設計監理等は監理までは要らないのではないかとありますが、その部分については、あそこの地域は国立公園の第2種地域という場所になります。廃材あるいはそういったものの搬出等々にいたしましても環境省との折衝等々、雑多な部分も出てきます、これは建築についても同じなんですけども。その中で計算して予算を上げさせていただいておりますが、実際設計は上がってきた時点で中身を精査し、適正な金額になってるかどうか、それは十分業者が決まったところで詰めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 済いません、参考までに、その解体の坪単価幾らぐらいになるか教えてください。

ほんで、その解体に関する監理業務ですね、監理業務に至っては、その状況を見て監理を委託しなくても十分工事はできると思うんで、そこら辺は執行の際に十分また検討してください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 解体の坪単価につきましては、詳しい資料を今持ってませんので、また確認して報告させていただきます。

実施に際しましては、今議員おっしゃられたことも考慮すべきこととは思います。現場の当課、観光産業課におきましては、建築の職員というはおらないという部分もありまして、実際建築士に委託する部分も多いと思います。そういった部分も勘案して、適正な価格で実施したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいまの25ページですか、トイレの関係なんですけども、そのどんぐりころころの管理棟なんですけども、平成4年、5年ごろ建てて、そして約20年経過してると思うんですけども、やはりそれだけ解体する必要があるぐらいその使用に耐えれんような状況なのかどうか、その改修がそんなに1,000万円近くもかかるのかどうか、ちょっとその点確認させていただきたいと思います。

それから、30ページの色川小・中学校の関係で、仮設校舎借上料を減額するというので、その給食の関係の取りやめて、そして今後市野々か太田小へ給食はそちらでやって搬入すると、運搬するという予定だと聞いてるんですけども、これまだはっきりしてないんですよね、市野々になるんか太田になるんかも、そしてどのように運搬するんかもまだ決定してないんですね。

この仮設校舎を借り上げてするとき、地元との話し合いはどんなになってたんか、給食をあそこでやるからということで、このリースの費用を上げたと思うんですよ。それが何でまた他校で給食をして運搬するようになったのか、そしてまたこれどちらにするんかわかりませんが、運搬する場合、その運搬車ですね、やはり保冷とか保温とか、そういうきちとした衛生に配慮した車で運搬せなあかん、そしてまた運転するのも今その給食している人に運搬してもらおうとかなんとか言うてましたけども、それだけの女の人ですよ、あれ。そんな状態でまだはっきりわからない状態でこれいいんかどうか、ちょっとその点、また後でこれはもうだめになりましたと、そういうことのないようにその点、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下孝君） ただいまの質問にお答えいたします。

那智高原公園のどんぐりころころについて取り壊すまでの傷みぐあいじゃないんじゃないかという御質問でございますが、議員今おっしゃられたとおり、あの建物は平成4年の林業構造改善事業であそこに公園整備をやりました。その中で、現地、建物を見ていただいたら、まずわかるのがテラス部分の木の、あそこは全部腐食してもう使い物になっておりませんし、逆にあそこを利用、入っていくには今のところ危険な部分もあります。全面的な改修が必要になります。

それと、そちら側につきまして、その北側につきましては、ああいう場所でございますので、風雨による被害というか劣化というのも激しいもので、北側に窓がありますけども、その下の部分、ほとんど中は腐食して、表のほうの南側はまだきれいなまま残ってるんですけども、北側はほとんど全面的にやりかえる必要があるであろうということで、そういった部分で費用的な面等々考慮しまして、今度の計画を実施すると決定したものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 色川小・中学校統合の関係での御質問でございます。

当初、色川地域でどのような話ということでありますが、小学生、児童には今までどおり給食を提供していくという基本方針でございます。

つくる場所等々は特に明言しておりませんでした。こちらの予定では中学校の運動場に給食用のプレハブを設置し、またそこへ倉庫と一緒に設置して引っ越しを終了させて、給食の提供はそのプレハブの中でつくってという構想でございましたが、ここに減額させていただいておりますとおり、1年で1,200万円という金額がリースのほうの見積もり何とかならないかと、既存の色川地域、近くでないかと、そういうこともいろいろ考えさせていただきましたが、近くでは食品衛生法でしょうか、学校給食法を適用するような建物がなく、そうすると近隣の小学校を考えますと、児童数がどこの学校とも減ってきて、マックス一番多かったときの児童数より各小学校が少なくなって、それで今給食調理をしているという状況でございますので、そうすれば近くから運べるのであればそういうリースが要らないのではないかと結論になりました。幸いにと言ったらいいんでしょうか、市野々小学校、太田小学校とも、先ほど

申しましたようにマックスのときより子供が減って、十分調理するスペースがあるという部分でございますので、考えさせていただいて方向転換をさせていただきました。

そして、それに伴って先ほど議員が危惧していただいたとおり、運搬についてのことについて、保健所等々に相談をかけさせていただきましたら、保冷库とかは必要、別にないと、保冷できる、また冷蔵できる箱、そのようなもので運搬するのであれば可能であるというお答えをいただいておりますので、新車を買うんじゃなくて、当分は集中管理車の中の一台を活用させていただきながら、つくった学校から運ばせていただくという方向で今検討しております。

先ほどまだ決まってないという私のほうで申させていただきました部分につきましては、現在の色川の給食調理員さんに、そういう勤務体系で大丈夫かという部分がありますので、またそれが大丈夫であれば、学校としてはどちらとも可能でありますので、交通の自分の運転しやすい部分等々を考慮して、また学校を決めていきたいと、行き先の小学校の校長にも両方ともにもまだやらせてくれという話はしてございませんが、経費の節減からこの方法でいけるということになっておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） どんぐりころころの管理棟なんですけども、そのテラスが腐ってきて使い物にならないと、そして窓の部分が半分傷んできているというようなことなんですけども、それならあのテラスは、外のテラスですね、あれは必要ないと、そして窓ならサッシなりにちょっとコーキングきちんとしてやりかえれば、それだけの費用でできるんじゃないかと思うんですけども。そして、あの中のちょっと整理したら待合室的な、そういう利用も十分できると思うんで、トイレ自体もまだそんなに古いトイレではないと思うんですよ。ですから、どうでしょうかね、もう一度考え直しては。

ただ、観光施設整備事業で補助金が2分の1くれるんだということなんですけども、ことし見てましたら朝日の公園のトイレと、そして那智山のトイレと、そしてまたこれで3つ目のトイレ、観光施設整備事業で補助申請してやるようになってるんですけども、この総額補助金だけでも5,000万円近くの補助金になってくると思うんですけども、それだけ費用的に確実に2分の1いただけるんか、そういうこともちょっと心配するんですけども、県のその予算というものもありますんで、確認はとっているとは思んですけども、そういう点も補助金は確実にいただけるんか、そして補修で安い金額でもっとできるんじゃないかと思うんですけども、その点どうでしょうかね。

それから、その色川の関係なんですけども、そういう運搬については発泡スチロールの箱でも構わないと、保冷とかそういう保温とかするんでしたら構わないという保健所の判断だということなんで、そういうことでできるんなら結構ですけども、十分よそから運ぶんでしたら、十分その衛生的な面、十分注意していただいて、食中毒とか十分対応していただきながらやれるんでしたらやっていただいたらと思うんですけども。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。



議員おっしゃられるとおり、テラス部分については取り壊しでできるという部分もござい  
ますが、北側の部分につきましては、窓のコーキングだけじゃなしに、北側からの風雨はそこは  
強いところございまして、やはり建材の中までしみ込んでいる、強い風雨の場合は中までし  
み込む等々ありまして、北側の壁全体が中の建材が腐食しているという状況です。ですから、  
ここを改修するというふうになりますと、相当の部分で壁の取りかえというんですか改修とい  
うふうな部分も起こってきますので、コスト的には大分高くつくだろうということで、今の形  
に決定させていただいております。

それと、補助金の部分につきましては、県のほうはことしまで観光施設整備事業でトイレの  
改修については、全て2分の1の予算をつけますという内諾をいただいております。また、こ  
の実施につきましても、年度の終わりが近づいてくる今の状況で、繰り越しも構いませんとい  
う内諾はいただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 議員おっしゃられるとおり、給食等の衛生管理につきましては十分注  
意を払って対処していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私どれがどうのこうのというお尋ねをするわけではございませんが、どう  
もきょうからの質疑を聞いておりますと朝から、というのはあなたたちの当局側の説明不足な  
んですよね。もう少し丁寧に説明していただければ、質疑もこんなに多くないと思うんです  
よ。説明が不足してあるから、これはどうするんな、あれはどうするんなという質問になって  
くると思うんです。例えば先ほどいただいた議案第67号一般会計補正予算、総務課関係資料と  
いうのはありますね。これでも前もって出してもらえれば、僕もここはどこないなというこ  
とで聞こうかなと思っておったんです。

もう一つ言わせてもらえれば、この円を描いてこの辺ぐらいのところの人まではここでひと  
つ避難所としてここを使っていたきたいということで、円を描いて半径何キロか知りません  
けど、5分か10分でここまで到達しないといけないんで、そこらあたしもこれからですよ、ど  
んどんどん毎年毎年この津波避難タワーというのが建設されると思いますが、ここらあた  
しももうちょっと丁寧に皆さんにわかるように、どの辺の人まで対象にしてるのかなと、  
200人と言われてもわかりませんのでね、どの人に、そこらあたしも考えていただきたいと思  
いますわ。

また、教育委員会であったとしても、これプレハブのリース料ですね、これ第2回定例、6  
月議会で補正予算で上げたやつをもうすぐ、まだ6カ月もたたんうちに取り下げると、余りに  
も、もう少し部内でももちろん町長も含めてですよ、どれがベストかということでもうちょっと  
議論した上で出してもらわんと、6月で補正で上げて、12月で補正でこれ減額すると、こうい  
うことであれば本当にこれ吟味してるんかなって、ベストな同じお金使うんですから、これを  
最少の経費でもって最大の効果を上げるというのが行政の要諦ですんで、そこらあたしはひ

とつ考えてやっていただきたい。町長どうですか、この点で。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

給食の件については、十分にその辺についての吟味を再度、当初はプレハブということだったんですけども、経費節減するためのものについてはどうかということで、その分を考慮したらこういう方法ができるんじゃないかという結論になったんで、今回改めて気づいたことについては是正しながら、そういうふうな経費節減に努めていったというわけでございます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難タワーの場所等の説明不足となりまして、大変申しわけございません。今後は対象地区、円を記載する等、資料をわかりやすくして、わかりやすい説明をするように心がけてまいりたいと思います。大変申しわけございません。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 総務課長にだけ言うたのではないんですよ。全体として説明不足だということをお話は述べたんですね。町長についても課長会もあると思いますんで、しょっちゅう開いてあるんでしょ、だから町長がひとつその点も留意して、各担当に議会では十分説明不足と、説明不足にならないようにということを心がけていただきたいと町長にお願いしてあるんで、町長その点どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後は、できる限り皆さんにわかりやすいような説明を心がけてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） じゃ、ちょっと1点だけお尋ねをいたします。

今先ほども経費節減ということで、いろいろ考えてくださってるということでございますけど、今先ほどから言われるどんぐりころころのところを解体するという件でございまして、これトイレが工事費が新築工事費が1,550万円ですか、これだけの女子が2基、多目的1基と男子2基と1基ですか、それで1,550万円ということは、それ10坪のトイレだそうなんですけど、それが、じゃあ坪155万円ということですね。私は非常に高いんじゃないか、前回の那智山のとさも高いと思いましたけど、また高いんじゃないかなあと思うて思うんですよ。

これ経費節減ということでありましたんで、これまた恐らく町内業者や、その設計監理にいたしましても約1割、前は5%ぐらいとかというのが私はよく聞いてたんですけど、それが今10%ぐらいの割合で設計監理業務委託ですか、そういうふうなものも要るようになったあるんです、今は最近ね。そういうことも町内業者優先ということで進めてらっしゃるんですけど、多くの町内だけじゃなくていろんな方が入っていただいたら、またそこで入札するときに単価が下がるという可能性はないんでしょうかね。今先ほど経費節減と言われておりましたけど、そういうふうなことも考えて取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、建設工事請負費につきましてですが、これは最初の説明でも御説明させていただきましたように、公共工事の建築工事あるいはこういった工事の単価という決まっているものがあります、いわゆる歩掛かりというのが、それに基づいて大体試算していくものでございますので、物価の上昇、人件費の高騰、そういったものが現在ありますので、そういった部分で高騰している部分というのは否めない部分があると思います。

そして、設計業者の選定についてですが、現在建設課のほうに指名業者として登録している業者、町内3社でございます。町内業者の育成ということも考えまして、そういった業者を指名して入札しているところでございますが、これにつきましては建設課のほうとも相談して、そういう町内業者以外に町外の業者も可能なんか、その部分は事業を実施する中でのいろいろ取り決め等もあるか等としますので、その辺相談していきたいと思います。

実施に当たりましては、十分出てきた書類あるいは設計図書等検討しまして、なるべくコストの差が少ないコストで仕上がるように検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） あれですよ、これ予算立てるときはやっぱり規定に基づいて計算するんですけど、でも入札したらそのときに幾らになるかというのはわからんですんで、少しでも安くなる方法ということを考えてときに、この際何もかも、もちろん地元業者育成のためにやるのは結構ですし、またそうすべきなのかわからんですけど、今うちの財政は非常に厳しいもんがありますんで、だからそういうことも考えて、今まででも町外の人も入ったときには安くなったあるような気がするんです。ですから、一度そういうことも考えてみて検討していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

過日、12番議員もそういう指摘がありましたので、今業者も新たに加入するかせんかという指名もふやしながら、議員おっしゃるように経費の節減に努めてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 過日というのは、さっき以前に業者のランクを下げるとかというような話のことですね、今町長言われたの、違うんですか。

〔町長寺本眞一君「業者の新しく加入させていくという」と呼ぶ〕

そのことについては、私は何とも言えないでよくわからないんですし、またそのことについては言いませんので、そういうことじゃなくて今現実においでの方、いろんな業者がおいでますけど、そういう方もいろんな別にどこの業者を入れよとか、そういうことじゃないんですけど、入札する数を多くしますと当然私は下がってくるんじゃないかと思っておりますので、その点を考えていただきたいと思っております。いかがですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町の入札形式というのは指名に入っているとを優先すると、町内のやれないような設計については吟味の上、点数等業者の資格の問題で加入させてる、大きな建物の場合はそうなんですけども、そういうことであります。

ただ、今の業者を単なる小さなものであれば、町内の今指名の業者で事が足りるということであるんで、その中から選定せざるを得ないという部分もあります。特殊な場合はいろいろなことはできるかもわかりませんが、単純的な設計監理の場合はそういうことになっております。そういう意味で、今新たに申請出てきた場合には、その申請の内容をもって新規にうちの指名に加入させていくということも含めて業者をふやすということは、議員おっしゃるように競争がもっと幅広くなるんじゃないかということにつながると思うんで、その辺を考慮していきたいと。

今現有の設計業者に対しましては、私もこの辺について担当のほうにも那智山のトイレについても、何でこれぐらいのかかるんだということも言いました。これ本来那智山も3,700万円ぐらいの当初だったんですけども、もっと下げよということで3,000万円ぐらいまで下がりましたが、そういう意味でも、我々としても積み上げ、建設コストの物価本の国交省の関係で積み上げていったらこうなりますと言われておるんで、ただその補助金の場合はどうしてもそういう部分の積算根拠が要るということで、いたし方ないかなという部分もあります。

ただ、できる限り設計の業者にもコスト下げるようには言っておりますし、そういう結果が、下がったといっても予定見積りの3,700万円から那智山の場合は3,000万円に下がったという、私はもうちょっと2,500万円ぐらいまで下がるかなとはそういう指示も出してはしたけども、現有これぐらいだということで、常々我々としても経費節減のための努力はしているところでございます。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） あれなんですよ、この10坪のトイレが坪155万円というて、普通民間ではとても考えられないような、すごいそら総ヒノキの建物を建てるんじゃないかと思うような単価なので、ぜひその点を考えて、少しでも安く上げていただくような方法を考えていただきたいと思いますんで。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 実施に当たりましては、今議員の御質問ありました内容を十分検討いたしまして、なるべくコストの下がるような方法をとっていきたいと思います。よろしく御了解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第68号 平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第68号平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第68号平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ577万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,344万4,000円とするものです。

4ページ、5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括、歳入、款10繰入金、補正額、増額の577万7,000円、計、合計の欄27億2,344万4,000円となっております。

次に、歳出です。下のページです。

款1総務費、補正額計は歳入と同額でございます。

7ページをお願いいたします。

3歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額は577万7,000円で、節区分2給料から節区分4共済費の件費につきまして、当初予算計上後の人事異動、給与改定を調整させていただいたものでございます。

8ページ以降は、補正予算給与費明細書です。説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第69号 平成26年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第69号平成26年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第69号平成26年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,868万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,999万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は、「第2表地方債補正」によりお願いしております。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金から款7町債まで、歳入合計で補正前の額2億4,867万3,000円、補正額、減額の2,868万2,000円、計2億1,999万1,000円となるものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2工事費まで、歳出合計で補正前の額、補正額は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

地方債補正でございます。

起債の目的、簡易水道統合整備事業につきましては、補正前の限度額5,710万円を1,080万円減額し、補正後の限度額を4,630万円とするものでございます。

また、企業債の計といたしましては、補正前の限度額6,450万円を補正後の限度額5,370万円とするものでございます。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入につきましては款3国庫支出金から款7町債まで、補正前の額2億4,867万3,000円より補正額2,868万2,000円を減額し、計2億1,999万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳出でございます。

補正額の2,868万2,000円減額の財源内訳といたしましては、国庫支出金で715万8,000円、地方債で1,080万円、一般財源で1,072万4,000円の減額となっております。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1簡易水道事業費国庫補助金、補正額715万8,000円の減額につきましては、工事費確定により減額補正をお願いするものであります。

済いません、先ほど「歳出」と言いましたが、「歳入」でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1,070万円の減額につきましても、工事費確定により過疎債分の減額でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額201万2,000円の減額をお願いするものであります。

8ページをお願いします。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入、補正額198万8,000円の増額につきましては、平成25年度消費税及び地方消費税の確定によるもので、消費税及び地方消費税還付金197万2,297円、還付加算金1万6,800円となっております。今回の還付につきましては、平成25年度の消費税の申告において、簡易水道統合整備事業費等による工事費関係の支出が増大したため、仮受消費税より仮払消費税が多くなったための還付と宇久井簡易水道の上水統合により、平成25年度の消費税中間払い額として、先に支払いをしている分を合計した金額となっております。

款7町債、項1町債、目1簡易水道事業債、補正額1,080万円の減額につきましては、工事費確定により減額補正をお願いするものであります。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分2給料から節区分4共済費までの金額4万7,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴う減額補正をお願いするものであります。

款2工事費、項1施設整備事業費、目1簡易水道統合整備事業費、節区分13委託料の621万9,000円の減額につきましては、委託料確定により説明欄記載のとおり、実施設計業務委託で

410万4,000円、設計監理業務委託で211万5,000円の減額補正をお願いするものであります。節区分15工事請負費で2,241万6,000円の減額をお願いするものであります。減額理由といたしましては、機械・電気設備の工事の工事費確定により減額をお願いするものであります。減額の内容といたしましては、契約が上水、簡水をあわせました契約となっておりますので、上水、簡水を合わせました合計額で説明をさせていただきます。まず、当初予算が上水で7億8,073万6,000円、簡水で1億2,354万3,000円の計9億427万9,000円でした。当初契約額が上水で6億6,503万600円、簡水で1億2,012万9,400円の計7億8,516万円でございましたので、上水で1億1,570万5,400円、簡水で341万3,600円の計1億1,911万9,000円の入札差金が出ております。当初契約時点では、全体契約額をアロケーションにより会計別に契約額を算定しておりましたが、県との協議の中で送水施設の一部について上水部分に振り分けるよう指導がありましたので、精算に合わせて契約額の変更を行っております。その結果、上水で2,216万2,600円の増額となり、簡水で1,904万3,560円の減額となりましたので、計311万9,040円の増額となっております。また、甫子浦配水池の電動弁の故障により、上水で4,306万9,320円、簡水で4万1,040円、計4,311万360円の追加を行っております。当初契約額変更と甫子浦電動弁の故障に伴う追加により、今回の変更契約額が上水で7億3,026万2,520円、簡水で1億112万6,880円、計8億3,138万9,400円となります。当初予算から変更契約額を差し引きました上水で5,047万3,000円、簡水で2,241万6,000円、計7,288万9,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

10ページ以降に補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時55分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時34分 休憩

14時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第70号 平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第70号平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第70号について御説明申し上げます。

議案第70号平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,635万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,520万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入で、款3国庫支出金から款7繰入金までの補正で、歳入合計、補正前の額18億7,885万7,000円、補正額8,635万1,000円の増、計19億6,520万8,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括でございます。4ページの歳入及び5ページの歳出につきまして、それぞれ8,635万1,000円の増額をお願いするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、補正額1,590万円の増につきましては、介護予防給付費負担金に係る給付費実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、項2国庫補助金、目1調整交付金、補正額688万円の増につきましては、給付費実績見込みに伴う普通調整交付金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額2,494万円の増額につきましては、社会保険支払基金交付金の26年度給付実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金、補正額1,205万円の増につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる増額でございます。

続きまして、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の補正額は1,110万1,000円の増でございます。その内訳につきましては、節1介護給付費繰入金、補正額1,075万円の増でございます。介護・予防給付費に係る給付実績見込みによる町負担分でございます。節2その他一般会計繰入金、補正額35万1,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費で一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、補正額1,548万円の増につきましては、給付実績見込みにより介護給付費準備基金を取り崩しを増額するものでございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで、補正額35万1,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額するものでございます。

9ページをお願いします。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額5,800万円の増につきましては、説明欄記載の給付実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、目2施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額2,600万円の増につきましては、介護老人福祉3施設の利用者増に伴い、説明欄記載の施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、目3審査支払手数料、節13委託料70万円の増につきましては、実績見込みによる増でございます。この科目は介護予防給付費に係るレセプト審査の国保連合会への委託に係る経費でございます。

款2保険給付費、項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費、補正額130万円の増につきましては、節19負担金、補助及び交付金、高額居宅介護サービス費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

なお、10ページ、11ページには、補正予算給与費明細書を掲載させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第71号 平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（森本隆夫君） 日程第15、議案第71号平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第71号平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、平成26年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額3億9,594万5,000円より補正予定額1万3,000円を減額し、3億9,593万2,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億2,208万7,000円より補正予定額1万3,000円を減額し、3億2,207万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,234万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,627万1,000円、過年度分損益勘定留保資金3,607万8,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額9億8,832万5,000円より補正予定額5,304万4,000円を減額

し、計9億3,528万1,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額7億6,980万円より補正予定額2,810万円を減額し、計7億4,170万円とするものでございます。

第3項補助金、既決予定額1億2,637万円より補正予定額2,494万4,000円を減額し、計1億142万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額10億8,049万6,000円より補正予定額5,286万6,000円を減額し、計10億2,763万円とするものでございます。

第2項簡易水道統合整備事業費、既決予定額8億42万2,000円より補正予定額5,286万6,000円を減額し、7億4,755万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道統合整備事業、補正前の限度額6億7,010万円を2,810万円減額し、補正後の限度額を6億4,200万円とするものでございます。また、企業債の計といたしましては、補正前の限度額7億6,980万円を補正後の限度額7億4,170万円とするものでございます。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように定める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額6,176万1,000円に補正予定額10万5,000円を追加し、計6,186万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額8,159万円に補正予定額10万1,000円を追加し、計8,169万1,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額2,999万9,000円より補正予定額43万1,000円を減額し、計2,956万8,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額5,377万2,000円に補正予定額31万7,000円を追加し、計5,408万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額7億6,980万円より補正予定額2,810万円を減額し、計7億4,170万円とするものでございます。

項3補助金、目1国庫補助金、既決予定額1億2,637万円より補正予定額2,494万4,000円を減額し、計1億142万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項2簡易水道統合整備事業費、目1浄水施設整備費、既決予定額7億

8,073万6,000円より補正予定額5,047万3,000円を減額し、計7億3,026万3,000円とするものでございます。

目2事務費、既決予定額1,658万5,000円より補正予定額239万3,000円を減額し、計1,419万2,000円とするものでございます。

5ページ、6ページには補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

7ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う補正でございます。

8ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債2,810万円の減額でございます。

項3補助金、目1国庫補助金2,494万4,000円の減額でございます。減額理由でございますが、簡易水道整備事業の工事費確定により減額させていただくものであります。

9ページをお願いします。

支出でございます。

款1資本的支出、項2簡易水道統合整備事業費、目1浄水施設整備費、補正予定額5,047万3,000円の減額をお願いするものでございます。減額理由といたしましては、機械、電気設備工事の工事費確定により減額をお願いするものでございます。減額の内容でございますが、簡易水道で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

目2事務費、補正予定額239万3,000円を減額するものでございます。内訳といたしまして、節区分1給料から節区分4法定福利費までは人事異動及び人事院勧告に伴う補正でございます。節区分6委託料の251万1,000円の減額につきましては、委託費確定に伴う工事施工監理委託費の減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

ありませんか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第72号 平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第16、議案第72号平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第72号平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額22億3,303万3,000円に補正予定額8億5,047万円を増額し、計30億8,350万3,000円とするものです。

第1項医業費用、既決予定額21億4,807万円に補正予定額1,207万1,000円を増額し、計21億6,014万1,000円とするものです。

第3項特別損失、既決予定額7,185万8,000円に補正予定額8億3,839万9,000円を増額し、計9億1,025万7,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第2項他会計出資金、既決予定額2億1,505万9,000円全額を減額し、第3項他会計負担金2億1,505万9,000円を増額するものでございます。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、(1)職員給与費、既決予定額12億1,362万3,000円に補正予定額1,207万1,000円を増額し、計12億2,569万4,000円とするものです。

2ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。

内容につきましては、前ページの説明と重複をいたしますので、説明は省略をさせていただきます。

きます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、既決予定額12億6,556万5,000円に補正予定額1,207万1,000円を増額し、12億7,763万6,000円とするものでございます。節区分2医師給で38万6,000円、節区分6事務員給で257万8,000円、節区分7医師手当で126万6,000円、節区分8看護師手当で600万5,000円、節区分9准看護師手当で57万1,000円、次のページの節区分11事務員手当で126万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

給与費の増額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う増額であります。超過勤務手当の増額につきましては、ことし3月より本格稼働いたしました電子カルテシステムの取り扱いによる業務増と医師の超過勤務対象人員の増加及び病床稼働率の微増等に伴う業務増によるものとなっております。

項3特別損失、目5退職給付引当金、補正予定額7億7,000万8,000円につきましては、地方公営企業法の改正により、今年度より引当金の計上が義務づけられたものであります。当初予算におきましては、平成26年度から15年間にわたり分割計上するものとしておりましたが、5年を超えて分割計上する場合は、平成25年度までに発生した費用であるにもかかわらず、経常経費として医業費用への計上になってしまうため、今後の損益の把握が煩雑になることや、原則としては今年度に一括計上することとされていることを再度考慮いたしまして、今年度特別損失として計上するものであります。

目6過年度損益修正損につきましては、過年度における経理誤りの修正を行うものであります。具体的には、貸借対照表において未収金残高が実際よりも多い、未払金残高が実際よりも少ないというものであります。未収金残高の修正額は6,197万2,203円であります。未払金残高の修正額は641万7,965円であります。不一致が生じた原因としましては、未収金につきましては毎月のレセプト等を国保連合会等に請求、提出した際に生じる査定による減額分については、本来収入調定の減額を行っておりますが、これが漏れていたことが原因であると考えております。未払金については、予算執行を行わずに振替伝票のみで支出処理を行ったことが原因であると考えております。いずれも調定伝票や支出伝票の作成漏れ、仕分け誤りでありますので、今後は適正に処理を行ってまいります。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入、項2他会計出資金、目1他会計出資金、既決予定額2億1,505万9,000円全額を減額し、項3他会計負担金、目1他会計負担金に予算の全額を振りかえるものでございます。これにつきましては、建設改良費及び企業債元金償還金の財源として一般会計より繰り入れるものでございます。このたびの地方公営企業法の改正により、固定資産の取得財源につ

きましては、該当する固定資産の毎年の減価償却に伴い、減価償却に見合う取得財源をその年の収益とする旨の改正がございました。予算科目を出資金から負担金に改めることによりまして、今後は収益的収入における長期前受け金戻し入れとして受け入れることができるため、科目の振りかえを行うものであります。

6 ページ、7 ページは補正予算給与費明細書でありますので、説明を省略させていただきます。

資料の御説明をさせていただきます。

このたびの地方公営企業法の改正によりまして、予算、決算に注記を行うことが義務づけられております。当初予算における注記に、この補正予算により変更が生じますので、新旧対照表を資料とさせていただきます。注記表中、1、重要な会計方針に係る事項、(3)引当金の計上方法、イ、退職給付引当金のうち旧の欄に記載のアンダーラインの部分、「なお、会計基準変更時差異 7 億2,627万4,000円については、平成26年度から15年にわたり均等額を費用処理している。」とありましたが、この補正により退職給付引当金を一括計上することとしたため、これを削除いたしております。なお、退職給付引当総額の数値の差異につきましては、当初予算計上時に個人個人退職金計算の計数の誤りによるもので、今回修正をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第73号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について

○議長（森本隆夫君） 日程第17、議案第73号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について



を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第73号について御説明申し上げます。

〔議案第73号朗読〕

円満地公園の指定管理につきましては、3月議会において色川地域振興推進協議会を指定管理者に指定することを御可決いただきました。そして、運営管理を実施しておりましたが、去る8月7日に平成27年度以降の契約について解消の申し入れがございました。これは平成26年5月15日に、色川地域住民により地域のより積極的な推進事業活動を行う特定非営利活動法人地域再生ネットワークが設立され、それにより円満地公園の管理を色川地域振興推進協議会から、この法人に変更したいという申し入れがございました。ですが、違う組織に変更になる場合、一旦契約を解消し、公募による再度募集を必要ということで説明を申し上げ、それに沿って、じゃあ手続を行うということで了解をしていただきました。それを受け入れまして、9月22日に募集を開始、地方紙2紙、行政チャンネル、町ホームページ等による広報を行い、10月23日を締め切りに募集を開始しました。

申請は地域再生ネットワーク1件でございました。なお、問い合わせ等については、地域再生ネットワークを含む3件の問い合わせはございました。

申請を受けまして、11月12日に面接、審査会を行いました。審査会には、町長、副町長、総務課長、建設課長、会計課長、そして私観光産業課長の6名で対応させていただきました。

この法人は、色川地域の住民を中心に15名で結成され、目的として地域に暮らす者がそれぞれの地域の誇りを再燃させ、継続可能な社会の確立を図るとし、そのためまちづくりの事業あるいは観光の振興活動、農山漁村あるいは中山間地域の振興を図る活動など、11項目の活動を通じて地域振興を行うということを目的としております。このように今までの色川地域振興推進協議会が行ってきた地域の推進活動をより積極的に行おうとして色川地域の住民が立ち上げた法人でございます。

このような地域再生ネットワークに指定管理を指定することは円満地公園のより積極的な運営を望めると考え、特定非営利活動法人地域再生ネットワークへの指定管理の指定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく御可決お願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第74号 大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の締結について

○議長（森本隆夫君） 日程第18、議案第74号大谷地区残土処理場整備事業に係る建設工事委託協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第74号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第74号朗読〕

協定の概要につきましては、大谷地区残土処理場整備に伴い、県に委託しています水路工の工事でございます。

契約工期は、平成27年3月31日となっておりますが、工事の進捗状況により一部繰り越しを予定しています。

お手元に配付させていただいております図面をごらんください。

水色で表示の水路工①から⑤までの工事でございます。工事用道路の新設により、大谷川を部分的につけかえをさせていただいています。その部分のかごマット工法での護岸工事でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第75号 太田川取水・浄水施設築造（取水施設）工事請負契約の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第19、議案第75号太田川取水・浄水施設築造（取水施設）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第75号について御説明申し上げます。

〔議案第75号朗読〕

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成25年度からの繰越分でございます。

既設取水施設の補償工事として県が設計工事を行う取水樋門と接合井の場所が変更になったことにより、町の取水井戸との県の接合井とつなぐ導水管の延長が増加したことにより増額し、変更契約を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第76号 太田川取水・浄水施設築造（建築施設）工事請負契約の変更につ

いて

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第76号太田川取水・浄水施設築造（建築施設）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第76号について御説明申し上げます。

〔議案第76号朗読〕

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成25年度からの繰越分でございます。

土工事の掘削残土を当初は町内の残土処分地として国交省の処分地である大浦への搬入を予定しておりましたが、予定していた処分地に搬入ができなくなり、すさみ町まで残土を運搬する必要となったため、増額し、変更契約を行うものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第77号 太田川取水・浄水施設築造（機械・電気設備）工事請負契約の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第77号太田川取水・浄水施設築造（機械・電気設備）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第77号について御説明申し上げます。

〔議案第77号朗読〕

今回の工事請負契約の変更につきましては、補正予算でも説明させていただきましたが、1つは当初契約工事の精算により、上水で2,216万2,600円の増額となり、簡水で1,904万3,500円の減額となりました。それにより上水、簡水合計で311万9,040円の増額となっております。

2つ目としましては、追加変更として甫子浦配水池の電動弁が故障のため、整備する金額といたしまして、上水で4,306万9,320円、簡水で4万1,040円、合計4,311万360円となっております。

工事精算と甫子浦配水池の追加により、変更契約増減額は上水で6,523万1,192円の増額となり、簡水で1,900万2,520円の減額となっております。今回、上水、簡水合わせました4,622万9,400円を増額し、変更契約を行うものでございます。

工事内容といたしましては、電動弁の制御に必要な電気計装設備を交換するものであります。電動弁は、送水量の調整を行うため、送水管に設置されているものであります。既設の場所の交換は構造上、送水を停止し、断水を行う必要が生じてまいります。断水を回避するため、工法として不断水工法を採用し、送水管のバイパスをつくり、新たな場所に電動弁を設置する工事となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本隆夫君） 日程第22、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君）

[陳情文書表及び陳情書朗読]

○議長（森本隆夫君） ただいま局長朗読のとおり、陳情文書表のとおり、陳情受理番号26年6に  
ついては経済常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時50分 散会